

田辺市立小中学校あり方検討委員会 第8回会議 発言要旨

1. 日時：平成21年7月13日(月)午後1時30分～午後4時00分

2. 場所：田辺市青少年研修センター 大会議室

3. 出席者：委員：加治佐委員、黒田委員、泉ふ委員、庄司委員、城委員、山本な委員、松本委員、田中委員、小坂委員、野上委員、竹中委員、岡山委員、大倉委員、寒川委員、森本委員、中山委員、泉と委員、山本し委員
事務局：濱田次長、廣田学校教育課長、弓場教育総務課長、鈴木龍神教育事務所長、西川中辺路教育事務所長、岩本大塔教育事務所長、杉本本宮教育事務所長、木下指導主事、玉井指導主事、林指導主事

傍聴者： 8名

4. 議事概要

(1) 中学校区について

(2) 学校選択制について

討議内容

事務局：本日の進め方を説明。傍聴について審議をしていただく。委員長、よろしくお願ひする。

A委員：8回目です。次回は最終回の予定である。今日は1つの小学校から複数の中学校へ行く問題と学校選択制について話し合いたい。そして次回は答申の原案を話し合いたい。その前に公開質問状について話をしたいと思う。事務局から事前に皆さんに配られていると思う。この扱いについて皆さんの意見を聞きたい。

A委員：それでは、傍聴を認めてよろしいか。

全員：よい。

A委員：今日の主な議題は、中学校の校区についてと学校選択制についてである。議事に入ってよろしいですか。

事務局：資料の説明をする。アンケート調査の概要が2部ある。1つは小学校及び未就学児童の保護者、小学校の教職員のもの、もう1つは中学校の保護者と中学校の教職員のものを用意している。また事前に郵送している中学校2、中学校2-(1)、中学校2-(2)の表と各中学校のクラブの一覧もある。

A委員：まず中学校について、1つの小学校から複数の中学校へ別れて進学することについて考えていきたい。それにかかわる資料の説明を事務局にお願ひする。

事務局：前回、中学校の配置案を出したが、それは中学校により生徒数の偏りがあるとの意見があり、新たな配置案の2パターンを今回は提示する。それでは、2-(1)と2-(2)の表の違いについて説明する。2-(1)は高雄中学校の生徒数が多くなるので、稲成小学校の児童は明洋中学校へ進学するようにした案である。この場合、大坊小学校は今まで通り中芳養中学校へ進学するように考えている。平成24年度の生徒数と平成33年度の生徒数を基準にしたパターンで示している。次に、2-(2)についてだが、会津小学校だけは、高雄中学校と衣笠中学校に分かれて進学するように考え配置している。これも先ほどと同じように、平成24年度と平成33年度を基準にして作成している。次にレジメに載せているが、旧市内4小学校の各中学校へ入学予定者数を示して

いる。これは平成21年6月17日現在の児童数を基準にしている。田一小は3名が東陽中学校へ2名が明洋中学校へ、34名が高雄中学校へ進学する予定である。田二小は85名が東陽中学校へ、3名が高雄中学校へ進学する。田辺東部小は36名が東陽中学校へ、33名が高雄中学校へ、3名が新庄中学校へ、会津小学校は46名が高雄中学校へ、10名が上秋津中学校へ、27名が衣笠中学校へ進学することになっている。また表で進学する人数が10名以下の場合には色をつけている。平成33年度までは予想できるので、そこまで想定して作っている。

- A委員 : 決めていただきたいのは、同一小の児童は同一中学校へ進むことを原則として配置案を立てるか否か。そして、その場合、中学校区は再編することになるが、小学校区も再編するのかどうか。また、将来的には1つの小学校から1つの中学校へ進学するようにするならば、断定期間をおく必要がある。その場合、少人数だけでみんなと違う中学校に進学する子どもたちには、進学校の選択を認めるかどうかを検討して頂きたい。資料の2-(1)は高雄中学校の生徒は多くなるが、1小学校から1中学校に進学する配置になっている。それも、平成24年度より平成33年度の生徒数で考えた方がよい。2-(2)の方であるが、高雄中学校が増加しすぎるので会津小学校を分けるという考え方である。この場合は1小学校から1中学校へという原則から崩れ、例外となる。アンケートの結果をみると「やむを得ない。」と思っている人は少なくない。しかし、自由記述をみるとけっこう問題視している人もいる。会津小学校だけ別れるということについて、ご意見を伺いたい。
- C委員 : 会津小学校の卒業生は3校に別れ進学している。上秋津中学校へ通うようになったのは、先の中学校校区変更の時からである。かつて会津小学校の卒業生は全員が高雄中学校へ進学していた。しかし、衣笠中学校が新設され、そこに半数近くの児童が進学するようになった。そういう経過をみると会津小学校の卒業生全員を元の高雄中学校へということについては、問題があると思う。しかし、3校へ進学するというについては、現実にあわないところもある。高雄中学校、衣笠中学校へ進学するというのはやむを得ないと思う。上秋津中学校へは進学する人数は少ないので、検討する必要があるのではないかと思う。
- D委員 : 高雄中学校の人数が多すぎるから、会津小学校の卒業生だけを別れて進学させることは、今回の審議にあわないと思う。過去には過去の経緯等があると思うが、基本的には同じ小学校から同じ中学校へという考えに立つべきである。行き先の中学校の人数が多くなるから、中学校が受け入れられないから、小学校の進学先を変えるというのは、どうかと思う。今回の検討会は、子どもたちの教育をどうするかという審議だと思う。考え方が少しずれていると感じる。もちろん個々のケースは考えたらよいが、基本的には、1小学校から1中学校へ進学するという考え方をおさえるべきで、別れて進学していくということについては考えるべきでないと思う。
- C委員 : 旧市内で今まで校区を検討してきたのは、児童生徒数の問題や校区の線引きの問題等があって計画的に変更してきた。以前は児童生徒が増えず、学校が受け入れられないという理由により、校区を指定してきたというのも事実である。

会津小学校の上秋津中学校への進学はそういった理由であったと思う。しかし、衣笠中学校は少し違い、衣笠中学校を新設するという事で、校区を検討してきたと思う。

A委員：小学校と中学校の連続性を考えると、できれば、小学校の友達を分断するような進学方法、校区の指定は避けた方がよいと思う。多くの市町村でそうであるように、1小学校から1中学校へというのは原則として正しいと思う。様々な理由があったと思うが、1小学校から1中学校に進学させることは難しいか。

C委員：難しい面があるかも知れない。しかし、3中学校に別れて進学することについてはやはり、どうかと考える。

B委員：質問だが、高雄中学校のキャパが少ないから、上秋津中と衣笠中に別れて進学するようになったのか。会津小学校から上秋津中学校へ進学させるようにするのは大変だった。衣笠中学校に進学させるようにするのも大変だった。それを理解しておかなければ行けないと思う。原理原則はわかるが、当時、会津小学校の進学を3つに分けることには、すごくエネルギーがかかった。そこで聞きたいのだが、今、会津小学校から上秋津中学校へ来ているが何か弊害的なものはあるのか。

C委員：弊害というか、子ども、保護者の声としては大多数の子が進学する学校へ行きたい、行かせたいという声はある。

B委員：衣笠中学校へ行っている子どもや保護者からの声はあるのか。

C委員：それはあまりない。クラブ活動の関係などの理由で、中にはあるかもしれないが。

A委員：もちろん会津小学校だけではなく、田一小、田二小、田辺東部小にも同じようなところがあると言えるか。距離的な配慮はわかるけど、これまでの経緯についても大事にする必要があるということか。1小学校から1中学校へ進学することを原則にするが、会津小学校だけは特別扱いするということになるが、それでよろしいか。私も、今、各委員の言われることについて、押し切るだけの論理は持たない。

C委員：同じようなケースが田一小、田二小にもある。検討する必要があると思う。

A委員：会津小の場合を地域の事情があるからということで認めたとする。そうすると、それぞれの学校にも様々な事情があり、もとに戻さなければならなくなるのではないか。そうなると、今までの議論を根幹から考え直さなければならなくなるのではないか。

B委員：校区との絡みはないか。3人しか進学しないからといって、多くの子どもが進学する学校に行かせたら、校区を曲げていることにならないか。それぞれの学校の校区を変更することになるのではないか。

D委員：平成22年度の東部小学校から新庄中学校に進学する3人の児童は、新庄町の子だと思う。新庄町の子が新庄町に中学校がありながら、近いから東陽中学校へ行くということになる。このようなことがおこる。原則は1小学校が1中学校へ行くのが望ましいが、個々のケースを考えなければならない。

A委員：そこまで厳密に校区をさわるのなら、計画的に行う必要があると思う。

D委員：私自身も田二小から高雄中学校へ進学した数少ない生徒の1人であった。しか

し、そういうものだと思っていた。最初はクラスに1人ぐらいしか友だちがいなかったが、直ぐに友達もできた。その経験はしている。

A委員：個別には色々あると思うが、一般的にどうかということなので、それで議論して頂きたい。

E委員：新庄町の子が東部小に近いというが、他にこのような所はあまりないと思う。いろんな学校があるが、問題が多いのは高雄中学校だと思う。会津小学校の場合、衣笠中と上秋津中の3校に分かれて進学する。これを変更するのが難しいのであるならば、できることはしたらいいけど、難しいところについてはしなくても良いのではないか。そこまで徹底しなくとも良いと感じる。ようは高雄中学校だけが問題だと思う。衣笠中へ会津小から行かなくなると衣笠中は少なくなる。それが良いのか悪いのか分からないが。

F委員：基本的に1小学校1中学校が良いと思うが、逆に、衣笠中学校の生徒数が減少し、衣笠中学校のあり方についても検討する必要があるのではないかなと思う。だから、もう少し弾力的に考えてはどうかと思う。

A委員：教育的効果の一般論として、1小学校1中学校でいくということが良いことである。しかしそれを全て適応させると無理がある。答申は1小学校1中学校ということで通して、あと校区協議会で当事者を含めてまとめていただくということで良いのではと思うが、いかがなものか。

各委員：良い。(複数)

A委員：ではそういう扱いをさせていただく。次に2番目の議題、学校選択制である。これはこれまでも議論してきたが、中学校の部活動の問題がある。アンケートでも選択制について、保護者は賛成、教職員はちょっと問題だという結果が出ていた。保護者の賛成理由は部活動がないからという理由が一番多かった。そこで、部活動を中心に議論していきたい。部活動について資料を作ってもらっている。説明していただきたい。

事務局：部活動による学校選択の方法としては、「就学を指定されている中学校に希望する部活動がなく、最寄りの部活動がある中学校に就学を許可する。」の方法を案として提示している。そして、それを認めた時の利点と課題についても、記載している。利点は今まで続けてきたスポーツ活動などが継続的に続けることができ、生徒一人ひとりのニーズにあった活動を保障することができる。また生徒数の減少及び競技人口の減少から、部活動によって部員数を確保できない状況が発生してきている。そこで部活動を学校選択の要件に入れることで、校区外から児童が入学できることになり、部員不足を解消することができる。このような点が利点として考えられる。次に課題であるが、小中規模の中学校は部活動の種類が少ないため大規模校に生徒が集中し、特に大規模校に隣接する小中規模の学校の生徒数が大幅に減少するおそれがある。それから部活動を理由に、校区外の学校に入学した生徒が部活動を退部したとき、どのような対応になるのか、または通学距離が長くなり、通学方法や通学時間等により家庭の負担が増加するおそれがある。等があげられる。また、現在、各中学校における部活動の種類についてであるが、別表でお配りしている表を見ていただきたい。その表の中で黒く塗りつぶしている部活動は、男女ともある部活動。星

の三角は男子のみ。黒三角は女子だけの部活動である。文化部の方は各校によって名前が違うが、内容が同じならば同じ部活動として扱っている。これが平成21年度現在の各中学校の部活動の種類である。

A委員：指定された学校に希望する部活動がない場合。最寄りの希望する部活動がある中学校に就学を指定する。これについていかがか。付け加えて他の市町村や県の動きについて事務局より説明していただきたい。

事務局：国の方は平成18年に部活動を学校選択の要件としてもよいとされている。県の方は部活動を学校選択制の理由にすることについて検討会を設置し、今、検討していると聞いている。また近隣の白浜町の、白浜中と富田中との間で選択制を導入していると聞いている。他は調べていないため、分からない。

A委員：いかがか、受け入れ側、送り出す側、保護者によって色々違うと思いますがどうか。

E委員：今、選択制について話し合っているが、部活動のために学校選択を希望している子どもの人数はどのくらいいるか、つかんでいるのか。

事務局：具体的な数はわからない。ただ部活動を行うために引っ越しまでした子どもがいるのは事実である。実際の数字については分からない。

G委員：家庭的な事情もあり、行いたい部活動がある学校に進学できていない生徒も相当数いるのではないか。

事務局：正直なところどれぐらいの生徒が希望しているのか分からない。

E委員：この表を見ると、殆どの学校に部活動がある。だから、実際に部活動を理由に選択をさせてもそんなに多くの子ども達が希望するとは思わないが。

事務局：大変申し訳ないが、正確な数については把握していない。

H委員：この部活動の表の中には、実際には学校で活動していないものもあるのではないか。

A委員：合同部活動をしていると言うことか。

H委員：そうである。学校を選んで行いたい部活動をする場合もあれば、指定された学校に通いながら、放課後だけ別の学校に行き、合同部活動を行う方法もあるのではないか。

事務局：田辺市内にも数校ある。しかし、合同部活動を行う場合は規定がある。詳しい規定については分からないが、全ての学校で合同部活動をすることができるというものではない。また、この表の中には季節的に開設している部活動もある。例えば駅伝部等である。他にも、プールが学校にないが水泳部がある学校も存在する。このように、表としては一律に表しているが、様々な形態による部活動が実施されているのが現状である。

G委員：合同部活動の時の移動手段はどうしているのか。

事務局：基本的には保護者が送迎している。

I委員：大塔中学校では中辺路中学校と柔道で合同に練習している。しかし、この場合は合同部活動というより、練習を合同で行っているということである。大会になればそれぞれの学校で出場している。練習場や指導者の関係でこのような形態になっている。そして、大きいのは社会体育がバックアップしてくれていることだと思う。送迎については、保護者が順番で行っている。

- A委員 : 合同部活動が成立するのであれば、それはそれで良いと思う。しかし、合同部活動が成立するということは、両校に部活動を設置しているということになるのか。
- I委員 : 柔道などの個人種目がある場合は、合同で練習して、個人で出ることができるが、大塔・中辺路中連合チームとして団体で出ることにはできない。野球のように個人で出場できない種目は、規約があるが出場できるようになっている。そして、両校に部活があるということは、当然、両校に顧問がいるということになる。
- J委員 : 県教育委員会でも部活動による学校選択を検討されているということだが、子どもや保護者に希望があれば、運動部活動により学校を選択させ、その子の持っている能力を伸ばしていくのも、教育としては重要なのではないかと私は考える。だから、私は委員会として、部活動を学校選択の要件として認めていくということで良いと思う。
- K委員 : 部活動により学校選択をさせることにより様々課題が生じてくるのではないか。そこで、例えば小学校の時にある程度の成績を残した児童には、部活動による学校選択を許可するとか、何か制約が必要になってくるのではないか。
- C委員 : 現状の学校規模の中で部活動の選択を認めていくと混乱はかなり大きいと思う。だから、全く特殊な部活動について学校選択をさせるのは可能なのではないかと思う。
- J委員 : 選択制は良いと言っても、全てのケースではなくケースバイケースによって教育委員会が許可を出すというのはどうだろうか。検討委員会としては、部活動による学校選択を認めていく方向でどうだろうか。また、白浜町では部活動により学校選択を認めているが、現在、どのような状況か教えて欲しい。
- 事務局 : 白浜町の状況は、白浜中と富田中の間で行われているようだが詳しい状況は分からない。しかし、大きな混乱をきたしているとは聞いていない。
- F委員 : 体操であるとか、合唱であるとか、バドミントンであるとか、小学校から継続的に続けていて、それを中学校でも行いたいという場合には、部活動による学校選択を許可しても良いと思うが、突発的に中学校になってから行いたいというのはいかがでしょうか。
- A委員 : 他の地域では、学校選択を許可する条件等を決めているのか。
- 事務局 : 詳しいことは分からない。
- A委員 : 小学生に条件を付けるのは難しいと思う。
- F委員 : 田辺市の中でどこでも行けると言うのはどうかと思う。やはりある程度の条件を付ける必要があると思う。ある条件以上でなければ学校選択ができない。そのことは子どもも保護者も納得すると思うが。
- A委員 : 中学校における教育活動において、部活動のもつ教育的意義は大変大きいと思う。部活動には種類があるので、自分が進学する中学校に、自分のやりたい部活動、自分ができる部活動がないと、部活の教育的意義は発揮されない。野球部に入りたいと思っても野球部がなければ、その希望している子どもには、部活動をすることによる教育効果を保障することができないことになる。だから、部活動のあるところを選んで良いという論理になってくる。そこにはその子の

運動レベルとか、能力とかは関係ないことになる。あくまでも部活動の教育的意義が問題である。

- F 委員 : 柔道でも剣道でもどの部活動でも良いのだが、部活動の強いところに希望する傾向が出てくるのではないか。
- A 委員 : 原案ではそれは駄目だとなっている。原案ではあくまでも就学する予定の学校に部活動がない場合だけである。あれば、選択できない。
- K 委員 : 団体の場合は、合同部活動はできないのか。
- I 委員 : できる。1校だけで1チームを組めなければ合同でチームを組むことができる。ただ、テニスのように個人で出場機会が保障されれば、もう団体で出ることができないと言うことだ。野球では個人がないので、団体でしか出場できない。だから、団体で出場できる。
- A 委員 : 各中学校で部活動をたくさん創設し、合同チームをつくることで、部活動を保障することができるのではないか。
- I 委員 : そうなると中学校の現場では大変困ったことが起こってくる。それは、それぞれの部活動に顧問をつけなければいけないということになる。部活動をたくさん作るとその分、指導する顧問が必要になってくる。土日の試合などに引率する教員がいなくなる。他の学校の先生にまかせておくことはできないので大変困る。指導者の教員が足りない。
- A 委員 : 部活動を学校で増やせばすむというような簡単な問題ではないということか。現実にはそうはいかないということか。
- I 委員 : 私たちは地域に支えられた学校、地域の学校をつくりたいと思っている。しかし、一方、個人の能力を伸ばしてやりたいとも思う。このジレンマに悩まされる。
- B 委員 : 極端になるが、部活動による学校選択を認めると、能力がある子どもをスカウトすることが起こってくるのではないか。最寄りの中学校ということなので、隣接となっていないので、そのようなことも起こるのではないか。
- 事務局 : 一番近くの学校でその部活動があるところなので、そんなことは起こらないと思う。
- D 委員 : 白浜町で行っている、白浜中と富田中だけの間の方法では、今、我々が心配しているようなことは起こらないのだと思う。しかし、田辺市全体で行うと小規模校が益々小規模になることが心配されるのではないか。部活動による学校選択の方向性については分かるし、子どもに選択の幅を持たせることは大切だとは思いますが。答申の中に、運用に関しては十分配慮が必要である旨の記述は必要であると思う。
- K 委員 : 部活動をやめてもその学校に通うことになるのか。
- A 委員 : 教育的配慮からするとそうなると思うが。部活動をやめたから学校を変わらなければいけないのか。子ども達の間関係もあるので、それはできないと思う。
- C 委員 : やめてもそのままその学校に通えとなると、学校選択の抜け道になる可能性もあるので、検討する余地があると思う。現実には難しいと思う。
- A 委員 : 結論を先送りにすることはできると思うが、気になることが2つある。1つは部活動による学校選択のニーズが世間にはあるということである。校長先生方

は気がついているかも知れないが、住所をとばしてでも、自分の子どもに、やりたい部活動をさせている保護者がいるとも聞いている。2つ目は、県が今、運動部活動による学校選択を進めているということである。だから、先送りすることが本当に良いのか考えてしまう。先ほどの話にもあったが、東陽・明洋・高雄の間で学校選択を取り入れてもあまり問題にならないと思う。しかし、小規模校は生徒の減少の影響を受けるおそれがある。だから、大変悩ましい問題になる。

A委員 : 大きく学校選択を考えたい。学校選択には2つある。一つは小学校や中学校に入学する際に、保護者や子どもに希望を聞き、それをもとに就学先の学校を指定する方法。2つ目は、何らかの事情がある場合に就学校の変更を認めるという方法である。地理的なこととか。子どもの心身の状況とかである。この要件の中に。平成18年度から部活動に関することが要件に盛り込まれた。地域によっては保護者の意向を聞きその中で就学校を指定している地域もあるが、その方法は採用しないということではよろしいか。それでは、部活動に関する学校選択に絞って学校選択を考えることにする。

B委員 : そのような全てに関して学校選択を導入している地域はあるのか。

A委員 : ある。東京都の品川区などはそうである。京都のコミュニティースクールなどもそうである。しかし、現在は頭打ちの状況である。以前ほど学校選択を取り入れている地域は増えていない。理由としては、やはり地域が広大になることなどがあげられている。地域との関係が希薄になることなどがあげられている。だから、見直しが行われている。和歌山県内にはない。

A委員 : 県の動向の予想はどうか。

事務局 : 分からない。8月か9月に出ると言われている程度である。正直なところ分からない。来年度の4月にゴールデンキッズが中学校に入学する予定である。その子ども達を希望する中学校に入学させたいと考えているようである。この方針が出てきたとき、なぜゴールデンキッズだけが学校選択できるのかという意見が出され、県の方はその意見により、学校選択の方法等を検討している状況である。

B委員 : ゴールデンキッズとは何か。

事務局 : ゴールデンキッズとは、県が3年前から実施しているもので、運動能力に優れた小学生を鍛え、才能を伸ばそうという取組である。その最初の子子ども達がこの4月に中学校に入学する予定になっている。だから、このような話が出てきていると思う。

A委員 : 義務教育だから、一部の生徒ではなく、全部の子子ども対象に学校選択ができるようであればおかしいと思う。なかなか話がまとまらないので、この件については、次回にもう一度検討するということがほしい。

事務局 : 答申の骨子の案を入れている。確認していただきたい。

A委員 : これで第8回のあり方検討委員会を閉会する。

